平成24年度 第2回自立支援協議会 相談支援部会の活動報告

平成 24 年 10 月 25 日相談支援部会

1. 平成24年度の活動について

今年度は、事例検討を中心に5回の活動を予定している。目的は前年度に引き続き、「相談支援事業から見える地域の課題解決のためのネットワーク構築」「相談支援従事者の技量アップにつなげる」とし、活動する。また、具体的な目標として、今年度は10月1日に障害者虐待防止法が施行されたため、同法について学び、その事例を通して相談支援従事者の質の向上を目指す。なお、事例検討の際には、聖学院大学の助川先生に、専門的な第三者的な視点に立ったスーパーバイズをお願いする。

2.活動報告(予定を含む)

			W.C.O.T.EL
回	日時	内容	WGの活動
1	5月31日(木)	第1回相談部会	
	9:30~12:00	今年度の活動内容の決定	
		「障害者虐待防止法」10/1 施行にあたり、権利	
		擁護を含めた虐待事例の検討。 3	
		活動グループ分け(A・B・C)	
	6月15日(金)	第1回自立支援協議会に報告	
2	7月19日(木)	第2回相談支援部会	Aグループ
		障害者虐待事例の検討	6月21日(木)
		事例1)使用者による虐待事例	13:30~15:30
		事例2)養護者による虐待事例	
		助川先生のスーパーバイズを受ける	
3	40 P 40 P (+)	 	Bグループ
3	10月18日(不)	第3回相談支援部会 学齢期の家族支援の取組報告 1	8月10日(金)
		子颬朔の家族又接の取組報告 虐待の判断が難しい事例の検討	10:00~12:00
		虐待の判断が乗りい事例の検討 事例3)学齢期の虐待が疑われる事例	10.00~12.00
		事例3)字厰期の虐待が疑われる事例 事例4)経済的な虐待が疑われる事例	
		新別4)経済的な虐待が疑われる事例 助川先生のスーパーバイズを受ける	
	10月25日(木)	第2回自立支援協議会に報告	
4	12月6日(木)	第4回相談支援部会	Cグループ
		・テーマ 事例発表	・日程調整
		・スーパーバイザー: 助川先生	・事例収集
		2	・テーマの選定等
5	2月	第 5 回相談支援部会	
		・今年度のまとめ	
		【議題:地域の課題】	
	3月	第3回自立支援協議会へ提案、報告	
	3 /J	カッ凹ロ丛乂坂励硪女、灰余、 報口	

- 1 済美養護学校における中学部進学に向けた支援会議の取組について報告
- 2 ケア24との交流会 平成25年1月18日(金)相談支援事業所連絡会主催で開催予定
- 3 事例を出すにあたっての留意点

3.見えてきた課題について

平成24年10月1日に「障害者虐待防止法」が施行されるにあたり、下記の通り権利擁護を含めた虐待事例の検討を行なった。

事例1)使用者による虐待事例について

20歳代の知的障害者が特例子会社に就職して半年後、指導する立場の社員から厳しい言葉かけや背中を突き飛ばされる等の扱いを受け、結果的にその会社を辞めることになった事例について検討。

【主な意見要約】

- ・虐待が起こる要因の一つとして、本人の力と企業が求めるものの間のギャップが考えられる。そのギャップを考える上で、本人と企業のマッチング、ギャップを埋めるための本人の力の向上や企業側の障害理解(本人にあった目標設定等)や受入についてどうかの検証が必要。
- ・虐待のケースに対応する時、担当者の判断のみではなく、関係者等複数のメンバーで方 針を確認する場が必要。
- ・虐待のケースにおいては、虐待をしている側のサポートも重要である。虐待をしている 人を悪者にするのではなく、うまく活かすような工夫が必要。
- ・本人の視点に立つという基本的な考えの必要性を改めて感じ、本人の特性を的確に企業 に伝えていくための工夫を構築していかなければならない。

【スーパーバイザーより】

・就労の場で虐待問題が起こった場合、企業との関係ができていないと介入が難しいが、 企業も悩みを抱えており、一緒に障害者雇用を考えていく関係作り・共有体験が重要と なる。等

事例2)養護者による虐待事例について

本人は就労継続支援B型を利用している80歳代の疾病も併せ持つ知的障害者。介護保険で要介護1の認定も受けている。弟の妻(70歳代)が金銭管理をはじめ生活支援を主にしているが、食事の提供状況が不明である。本人は通帳を見せてもらえなかったり、持病の治療のための受診がおろそかになっていたりすることが多々見られる。障害者福祉と高齢者福祉の両方にかかる事例について検討。

【主な意見要約】

- ・障害者福祉と高齢者福祉の両方にかかるケースで虐待問題が起こっている場合、どちらで対応すべきか見極めが必要である。両方で支援している場合、高齢者分野の支援者が 障害者分野で支援をしているといって手を引いてしまうことがある。
- ・虐待の事例を確認する意味で、明らかに栄養失調になっている等の証拠や記録が重要。
- ・虐待していると思われる人への介入については、その人がどのような人かの見極めが重要。支援者のことを無下に扱ったり、改善の余地が見られない場合は虐待防止制度等の 強権的な介入が必要となる。また、直接的な介入が必要な場合、医師や弁護士等に動い てもらうことが有効なこともある。
- ・虐待問題に金銭が絡む場合、資産管理が大きな問題となる。本人の年齢を考慮すれば、 資産状況については早急に何らかの方法で整理し、成年後見等の手続きを進めるなど、 本人に不利益にならないような支援が必要。
- ・虐待が疑われる被害者には、日々の見守りが必要。通所できない時など、安否確認がとれるような支援体制が必要。

【スーパーバイザーより】

・一番知っているという理由でその人がつながっている事業所が手厚く支援を行なうこと は本人にとっては嬉しいことだが、単独で問題を抱え込んでしまうと無理が生じる。関 係機関、高齢者分野を含めた担当者会議を行ない、問題を多角的に処理したほうがよい。 等